

8 . 事後調査の方針

8.1 事後調査の方針

本事業の実施が対象事業実施区域周辺の環境に及ぼす影響について検討するため、調査、予測及び評価を行った結果、環境の現況を著しく悪化させることはないものとする。

本事業の実施に当たっては、「環境に配慮した安心・安全な施設を建設する」ことを基本方針とした施設の整備を行うこととしており、地域の方々に安心して頂けるように事業者として環境への負荷の低減に向けて実行可能な範囲で取り組むため、事後調査を行う計画である。

事後調査の項目は、本事業が都市計画決定後概ね7年後に工事着手する計画であることから、現段階で設定した予測条件である各種諸元に不確実性を伴っている一部の項目についても考慮に入れて選定するものとする。

また、事後調査の結果に基づき、環境の保全及び創造のための適切な措置を講じる必要がある場合には、大阪府等の関係機関と協議の上、適切に対応するものとする。

事後調査の結果については、事後調査報告書としてまとめて大阪府へ提出することとなっている。

なお、今後、事後調査の実施段階で、本事業の詳細な実施設計・工事計画を踏まえ、調査内容（頻度、地点等）を再度検討し、さらに詳細な事後調査計画を策定した上で、事後調査計画書を作成する。

8.2 事後調査の項目の選定

事後調査の項目は、環境影響評価の対象として選定した環境要素の中から事業特性及び地域特性を勘案して表 8.2.1 に示すとおり選定した。

選定した環境要素は、騒音、振動、低周波音、人と自然との触れ合いの活動の場、景観、廃棄物・発生土の6項目である。

表 8.2.1(1) 事後調査の項目の選定・非選定理由

環 境 項 目		環境影響要因の内容						選定する理由 選定しない理由
大項目	小項目	施設 の 存在	施設の 供用		工事の実施			
			列車 の 走行 (将来線)	駅 施設 の 供用	建設 機械 の 稼動	工事 関連 車両 の 走行	列車 の 走行 (仮線)	土地 の 改変
大気質	環境 基準 設定 項目	二酸化窒素						工事の実施については、対象事業実施区域が線形を呈しており、面的事業のように大量の建設機械を同一の区域で同時に稼働させることはないこと、予測では建設機械等の稼働による寄与はB Gに対して少ないこと、排出ガス対策型建設機械を使用することから、事後調査を実施しない。ただし、工事関連車両の走行については、工事関連車両の走行台数の事後調査を実施する。
		浮遊粒子状物質						
		二酸化硫黄						
	その他							
騒音	騒音						工事の実施については、工事区域と居住地が隣接していること、仮線には騒音振動を低減する環境保全措置を計画していることから、予測結果の検証及び環境保全措置の効果を把握するため、事後調査を実施する。	
振動	振動						施設の供用については、騒音振動の低減に効果のある軌道を採用することから、環境保全措置の効果を把握するため、事後調査を実施する。 工事関連車両の走行については、工事関連車両の走行台数の事後調査を実施する。	
低周波音	低周波音						予測手法が確立されておらず、予測の不確実性が大きいことから、事後調査を実施する。	
土壌汚染	土壌汚染						「土壌汚染対策法」・「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、工事着手前に対応を行うことから、事後調査を実施しない。	
日照障害	日照障害						日照障害の影響が考えられる場合は、環境影響評価とは別体系の公共補償の基準に基づいて事業者において調査等が実施されることから、事後調査を実施しない。	
電波障害	テレビ電波障害						電波障害の影響が考えられる場合は、環境影響評価とは別体系の公共補償の基準に基づいて事業者において調査等が実施されることから、事後調査を実施しない。	

(注) : 環境影響評価項目
: 環境影響評価項目で、かつ事後調査を実施する環境項目

表 8.2.1(2) 事後調査の項目の選定・非選定理由

環境項目		環境影響要因の内容						選定する理由 選定しない理由
大項目	小項目	施設の存在	施設の供用		工事の実施			
			列車の走行(将来線)	駅施設の供用	建設機械の稼働	工事関連車両の走行	列車の走行(仮線)	
人と自然との 触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場							工事の実施に際して機能回復が適切に行われているかを確認する必要があることから、事後調査を実施する。
景 観	自然景観							予測において詳細な構造計画が煮詰まっていない段階でのフォトモンタージュを作成していることから、完成の状況を確認することが必要であるため事後調査を実施する。歴史的・文化的景観については、フォトモンタージュを作成していないことから、事後調査を実施しない。
	歴史的・文化的景観							
	都市景観							
文化財	有形文化財等							土地の改変に際しては教育委員会と協議し、教育委員会の指導に基づいて試掘等を行いながら工事を進めることから、事後調査を実施しない。
	埋蔵文化財							
廃棄物、発生土	一般廃棄物							建設工事中の廃棄物、発生土の発生が考えられることから、事後調査を実施する。
	産業廃棄物							
	発生土							
地球環境	地球温暖化							「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等に基づきエネルギー使用量等の把握を行うことから、事後調査を実施しない。
	オゾン層破壊							

(注) : 環境影響評価項目
: 環境影響評価項目で、かつ事後調査を実施する環境項目

8.3 事後調査の内容及び手法

事後調査の内容及び手法は、表 8.3.1 に示すとおりである。

表 8.3.1(1) 事後調査の内容及び手法

事後調査の項目		内容及び手法等	
施設の存在	高架構造物の存在に伴う景観	期 地 手	間：高架化完了後の6カ月程度までを事後調査の期間とする。 点：事後調査する地点は、予測でフォトモンタージュを作成した9地点とする。(図6.9.3及び表6.9.6参照) 法：事前調査・予測を行った同視点から写真撮影する方法で行う。調査は高架化完了後の6カ月の間に1回の実施とする。
施設の供用	列車の走行に伴う騒音	期 地 手	間：高架化完了後の6カ月程度までを事後調査の期間とする。 点：事後調査する地点は事前調査及び予測を行った20地点とする。(図6.2.1参照) 法：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」(平成7年12月、環境庁)及び「在来鉄道騒音測定マニュアル」(平成22年5月 環境省水・大気環境局)に準拠した方法とする。調査は高架完成供用後に1回の実施とする。
	列車の走行に伴う振動	期 地 手	間：高架化完了後の6カ月程度までを事後調査の期間とする。 点：事後調査する地点は事前調査及び予測を行った20地点とする。(図6.2.1参照) 法：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月、環境庁長官勧告)に準拠した方法とする。調査は高架完成供用後に1回の実施とする。
	列車の走行に伴う低周波音	期 地 手	間：高架化完了後の6カ月程度までを事後調査の期間とする。 点：事後調査する地点は事前調査及び予測を行った3地点とする。(図6.4.3参照) 法：「低周波音の測定に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁)に準拠した方法とする。調査は高架完成供用後に1回の実施とする。

表 8.3.1(2) 事後調査の内容及び手法

事後調査の項目		選定理由及び手法等	
建設工事の実施	建設機械の稼動に伴う騒音	期 間：工事の実施期間中とする。	地 点：事後調査する地点は、建設機械が同時に稼動する台数が多い香里園駅・光善寺駅・枚方公園駅付近とする。
	建設機械の稼動に伴う振動	手 法：騒音規制法及び振動規制法で定められた方法に従って行う。調査は、実際の工事計画を検討しながら、概ね予測対象とした工事時期を含めて適切に設定する。1回当たりの調査時間は、工事の実施時間帯とする。	
	列車の走行に伴う騒音（仮線時）	期 間：仮線供用時の期間中を事後調査の期間とする。	地 点：事後調査する地点は、事前調査及び予測を行った11地点とする。（図6.2.1参照）
		手 法：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」（平成7年12月、環境庁）及び「在来鉄道騒音測定マニュアル」（平成22年5月 環境省水・大気環境局）に準拠した方法とする。調査は仮線の期間中に1回の実施とする。	
	列車の走行に伴う振動（仮線時）	期 間：仮線供用時の期間中を事後調査の期間とする。	地 点：事後調査する地点は、事前調査及び予測を行った11地点とする。（図6.2.1参照）
	手 法：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和51年3月、環境庁長官勧告）に準拠した方法とする。調査は仮線の期間中に1回の実施とする。		
工事関連車両の台数 （工事関連車両の走行に伴う大気質・騒音・振動調査の代替）	選定理由：工事関連車両の大気質・騒音・振動は、一般車両の変動による影響が大きく、測定値を事前調査及び予測値と単純に比較できない。大気質・騒音・振動は自動車交通の従属変数となることから、独立変数の工事関連車両台数を確認することが、間接的にその行為による環境への影響を確認することとなるため選定する。	期 間：工事の期間中とする。	地 点：事前調査及び予測を行った6地点とする。（図6.2.1参照）
		手 法：各工区の工事日報より確認する方法で行う。調査は、実際の工事計画を検討しながら、概ね予測対象とした工事時期を含めて適切に設定する。	

表 8.3.1(3) 事後調査の内容及び手法

事後調査の項目		選定理由及び手法等	
建設工事の実施	土地の改変に伴う人と自然の 触れ合い活動の場	期 地 手	間：工事中の全期間とする。 点：事前調査及び予測を行った4公園とする。 (図6.8.4～図6.8.7参照) 法：現地踏査による確認により行う。調査は土地の 改変後1回とする。
	土地の改変に伴う廃棄物等	期 地 手	間：工事中の全期間とする。 点：全工事区間及び現場事務所 法：建設工事に伴う廃棄物等についてはマニフェ ストにより確認し、現場事務所の廃棄物等につい ては各事務所に実態の報告を義務付けするこ とにより確認する。調査は工事の期間中毎年1 回とする。